

## 第4章 目標を達成するための施策

### I ごみの減量・資源化等の推進

1. 出てくるごみを減らす（リデュース）
2. ごみにしないで繰り返し使う（リユース）
3. 資源として活用する（リサイクル）
4. 環境・ごみの減量・リサイクル学習の充実
5. 市民・事業者・市の連携

### II ごみの適正処理の推進

1. 収集計画
2. 中間処理計画
3. 最終処分計画
4. 災害時等におけるごみ処理対策
5. 不法投棄対策の推進
6. 在宅医療廃棄物の処理
7. 適正処理困難物等の処理

## 第4章 目標を達成するための施策

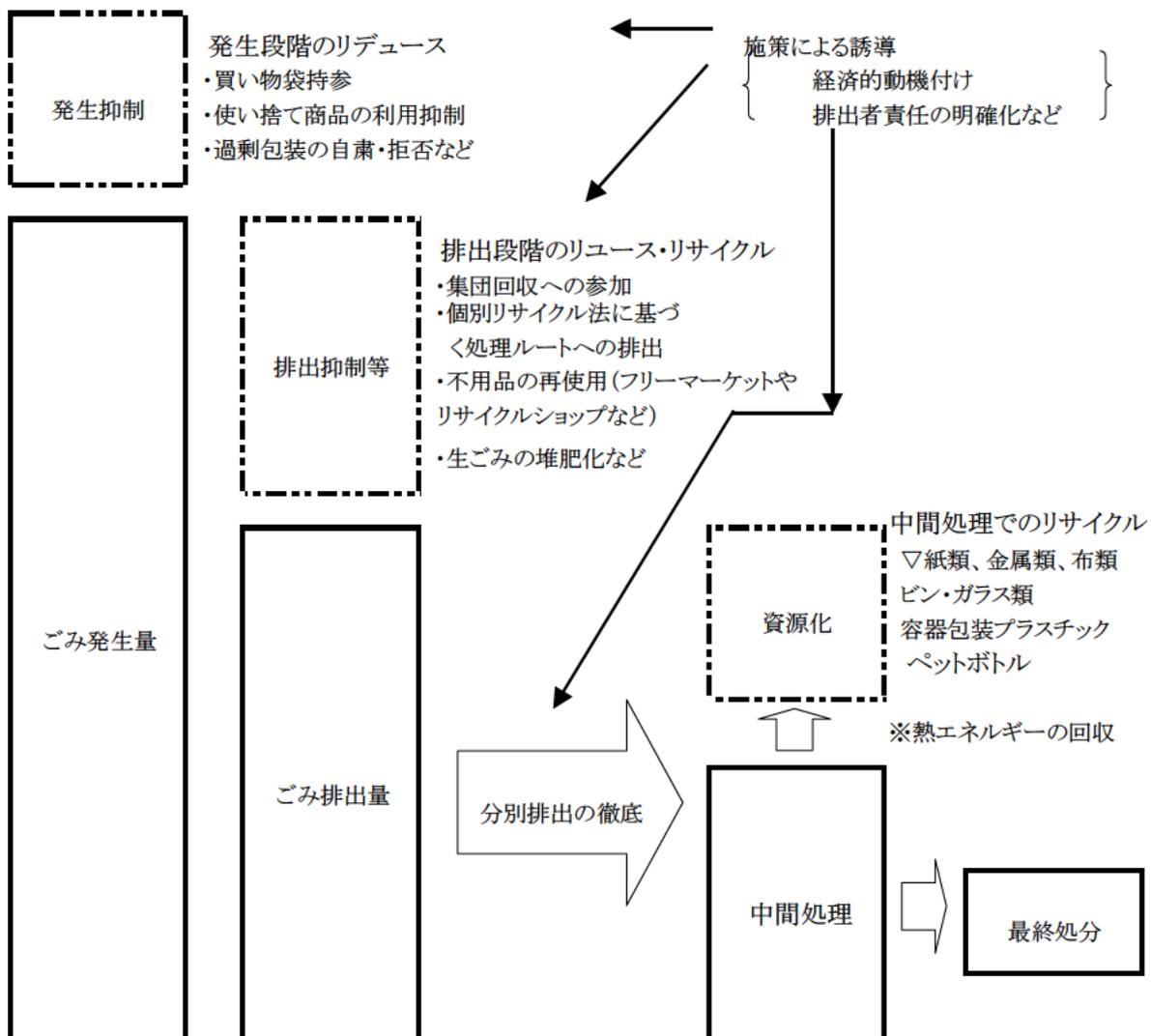
資源循環型社会を構築するためには、発生・排出・処理の各段階で市民・事業者・市が協働し、発生抑制・再使用・再生利用の3Rを推進することが大切です。

そのため、市は、情報の共有化を図り、経済的な誘導等による新たな施策を展開するなど、市民・事業者がごみ問題について考え、行動するための環境づくりを推進します。

発生排出段階では、ごみの発生抑制につながる環境にやさしい行動を促し、また、家庭系ごみ、事業系ごみの中には、再使用・再生利用できるものが含まれていることから、これらの循環的利用を促進していきます。

なお、ごみ処理に関しては、環境への負荷を低減させるよう、収集運搬、処理・処分それぞれの過程で、効率的・効果的な処理体制の確保に努めるとともに、適正な処理を推進していきます。

### 目標達成に向けたごみ減量・資源化の概要



## I ごみの減量・資源化等の推進

### 1. 出てくるごみを減らす（リデュース）

#### 【基本方針】

3Rを推進していく場合、まず発生段階における発生抑制を図ることが重要です。市民や事業者は、資源の消費者として、天然資源の採取や商品の製造・販売等の経済活動に伴う環境負荷とごみを排出することによる環境負荷を正しく認識し、環境にやさしい事業活動やライフスタイルを実践することが求められています。本市では市民や事業者の意識改革を積極的に進め、かつ具体的な行動を喚起するための施策を推進していきます。

#### (1) 環境にやさしい行動のための意識啓発

ごみの発生抑制を推進するためには、市民の自主的な取り組みが大変重要です。このため、引き続き、ごみ問題や環境問題に係る情報提供やPR等を充実することで、自ら率先してごみの発生抑制に取り組むための意識の醸成を図っていきます。

※環境にやさしい行動：買い物袋持参、過剰包装の拒否、使い捨て商品の利用抑制など

#### 【短期施策（H25～H29）】

▽ごみツアー（施設見学）：見学施設を従来の市施設に民間資源化施設を追加するなど、ごみツアーを充実し、参加対象者の拡大を図っていきます。

▽パートナー講座：ごみ問題や環境問題等をテーマに、市民への啓発と情報の共有化を図っていきます。

▽リサイクル通信：市民・事業者へのごみ減量・リサイクル促進に関する情報提供として、引き続き、発行してまいります。

▽その他：環境にやさしい行動を促すための情報を広報・ホームページ等に適宜掲載してまいります。また、市内のさまざまなイベントで、ごみ減量・リサイクル促進等の啓発を行ってまいります。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
ごみツアー	（施設見学）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ごみ減量 PR事業	パートナー講座	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	リサイクル通信	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	イベントでのごみ減量PR	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	広報・ホームページ	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続実施

## (2) 松戸市ごみ減量・リサイクル協力店（クリンクル協力店）制度の充実

クリンクル協力店は、環境にやさしい事業活動を実践する小売販売店です。

このクリンクル協力店は、消費者との協働によるごみ減量・リサイクル活動を通じて、消費者である市民の環境にやさしいライフスタイルへの変革を進める上で、非常に重要な役割を担っています。

このため、クリンクル協力店と協働した施策を実施していくとともに、店舗数の拡大を図っていきます。

※環境にやさしい事業活動：レジ袋削減・過剰包装の自粛、店頭回収による資源化の促進、地域で開催されるフリーマーケットやバザー等への積極的な参加・協力など

### 【短期施策（H25～H29）】

▽店舗数の拡大：環境への関心が高まる中、事業者自らによるさまざまな環境への負荷を低減する取り組みが行われています。そこで、クリンクル協力店によるこれらの取り組みの紹介方法を充実するなど、協力店を積極的にPRし、協力店舗数の拡大を図っていきます。また、広報・リサイクル通信等でクリンクル協力店を積極的に紹介するとともに、商工会議所や商店会を通じてクリンクル協力店への加入促進を図っていきます。

▽協働事業の展開：買い物袋持参運動、過剰包装の自粛など、クリンクル協力店と協働により実施していきます。また、買い物袋の持参については、現況を把握するとともに普及に向けて積極的にPRを行っていきます。

事業名			H25	H26	H27	H28	H29
クリンクル 協力店制度 の充実	店舗数の拡大	検討・実施	→	→	→	→	→
	協力店の紹介方法の充実	検討・実施	→	→	→	→	→
	協働事業の展開	検討・実施	→	→	→	→	→

→検討・実施

### (3) 生ごみの減量

家庭から排出されるごみの約25%は厨芥類であり、台所などから排出される生ごみです。市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに転換し、「計画的な食品の購入」や「食べ残しを出さない」など、さらに「堆肥化や減量するために生ごみ処理容器等の使用」といった意識と行動を各段階で実践することによって生ごみの減量を進めることができると考えられます。

そこで、排出段階での生ごみの減量を進めるため、引き続き、生ごみ処理容器等の利用促進に向けた啓発を積極的に行っていきます。

#### 【短期施策（H25～H29）】

▽生ごみ処理容器補助制度：補助制度を積極的にPRし、補助基数の拡大を図っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
生ごみ処理容器補助制度(基)	実施	130	140	150	160	170

### (4) 分別排出の徹底

適正処理およびリサイクル等を推進するためには、市民に分別についての分かりやすい情報を提供することによって、さらに分別の徹底を図ることが重要です。

ごみの排出方法を示したパンフレット「ごみの分け方・出し方」は、分別排出の徹底や資源化の促進に重要な役割を担っていることから、常に分かりやすいものとなるよう努めます。

しかし、限られた紙面の中では、膨大な情報をお知らせすることができないため、新たに〃（仮称）ごみ処理ガイド〃を作成し、分別排出の徹底や資源化の促進を図っていきます。

また、ホームページでも周知していきます。

#### 【短期施策（H25～H29）】

▽仮称「ごみ処理ガイド」の作成：ごみの分け方・出し方などを分かりやすく示したガイドブックを作成します。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
ごみ処理ガイドの作成	検討・実施	→	■	⇒	⇒	⇒

→：検討

■：新規実施

⇒：継続実施

▽ごみ排出方法の整備：燃やせるごみ排出に使用できる認定ポリ袋の利用促進を図っていきます。

事業名			H25	H26	H27	H28	H29
ごみ排出方法の整備	認定ポリ袋の利用促進	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討

#### (5) 廃棄物減量等推進員（クリンクル推進員）制度の充実

クリンクル推進員は、市民と市を繋ぐパイプ役として、その役割は非常に大切です。地域において、ごみ減量・リサイクルの促進等の取り組みが円滑に行われるよう、クリンクル推進員を中心に研修や意見交換会を実施するなど、推進員制度の充実を図っていきます。

#### 【短期施策（H25～H29）】

▽研修会の開催：年1回開催

▽推進員の拡充：市と市民との協働に向け、地域に根ざしたごみの分別や排出等に関する指導者をさらに多く配置するとともに、広く人材を活用するため、貴重な人材であるクリンクル推進員OBの活用や公募による登用等を検討していきます。

事業名			H25	H26	H27	H28	H29
クリンクル推進員制度の充実	研修会の開催	検討・実施	→	■	⇒	⇒	⇒
	推進員の拡充	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討    ■：新規実施    ⇒：継続実施

#### (6) 家庭ごみの有料化

ごみの減量やリサイクルの促進には、経済的な誘導策が有効であることが、多くの市の実践例で示されています。

また、ごみ処理は税金により賄われていますが、ごみの減量に努力している人とそうでない人では、ごみの排出量に著しい差が見られます。

このことは、排出量に見合うごみ処理費用の負担であるとはいい難く、ごみの減量に努力している人が適正に評価される仕組みが必要です。

そこで、市民のごみ減量努力が適正に評価されるとともに、市民のごみ問題に対

する意識が一層高められ、最終的にはごみの発生抑制や再使用、リサイクルの促進が期待できる家庭ごみの有料化について、実施に向け検討していきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
家庭ごみの有料化	検討	→	→	→	→	→

→：検討

## (7) 事業系ごみ対策

資源循環型社会を構築するためには、事業者の役割はとても重要です。

事業者は、その事業活動の中で発生するごみについて、排出者責任を自覚し、適正な管理および処理をしなければなりません。

そこで、事業者に対して、ごみ問題や環境問題に係る啓発等を行うとともに、適正処理および減量・リサイクル等について指導を行っていきます。

また、拡大生産者責任を踏まえた事業者の責務等について、今後も他自治体と連携を図りながら、製造事業者等と自治体の役割分担の見直しや店頭回収などの自己回収システムの促進、関係法令等の改正などを千葉県や全国都市清掃会議等を通じて国に要望していきます。

### ① 多量排出事業者対策

多量排出事業者には、事業所毎に減量計画書の提出を義務付け、一般廃棄物管理責任者を置くこととしていますので、その管理責任者を通して、ごみの減量・リサイクルの促進および事業者責任の徹底を求めています。

### 【短期施策（H25～H29）】

▽研修会の開催：ごみの減量・リサイクルの促進および事業者責任の徹底を求めていくため、一般廃棄物管理責任者に対して研修を実施していきます。

▽減量計画書に：減量計画書に基づき、ごみ減量・リサイクルの促進を求めていく基づく指導 ます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29	
多量排出事業者対策の強化	研修会の開催	検討・実施	→	→	■	⇒	⇒
	減量計画書に基づく指導	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

→：検討 ■：新規実施 ⇒：継続実施

## ② 多量排出事業者以外の事業者対策

多量排出事業者以外の事業者には、発生抑制や再使用・再生利用等に関する情報を提供するとともに、事業系ごみ処理状況の届出制度を活用して、個々の事業所の排出実態の把握に努め、適正処理および減量・リサイクル等について適切な指導を行っていきます。

また、ごみの排出量が少ない事業者および店舗併用住宅の事業者の一部は、家庭ごみ集積所を利用しているケースがあり、事業者責任を果たしているとはいえない状況にあります。

そこで、このような事業者に対して、引き続き、許可業者への委託又は施設への自己搬入について指導を行っていくとともに、複数の事業者のグループ化など、確実に事業者責任を果たせる仕組みの構築を図っていきます。

### 【短期施策（H25～H29）】

▽研修会の開催：排出事業者のごみに対する意識が高められるよう、商工会議所や商店会との連携による研修会を開催していきます。

▽処理状況届出書：事業系ごみ処理状況の届出制度を活用し、個々の事業所の排出実態の把握に努め、より適切な指導を行っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
多量排出事業者以外の事業者対策強化	研修会の開催	→	→	■	⇒	⇒
	処理状況届出書に基づく指導	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

→：検討      ■：新規実施      ⇒：継続実施

## ③ 事業系ごみの排出基準・受入基準の見直し

搬入される廃棄物を適正に処理するため、既に事業系ごみの排出基準や受入基準を定めていますが、排出されるごみの内容は時代とともに変化していることから、今後も必要に応じて排出基準や受入基準等を見直すなど、事業系ごみの適正処理を一層推進していきます。

### 【短期施策（H25～H29）】

▽排出・受入基準の見直し：必要に応じて見直しを行っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
排出・受入基準の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続実施

#### ④ 廃棄物処理手数料の見直し

現在の廃棄物処理手数料は、ごみ処理原価より安く設定されています。

このため、事業系ごみについては、ごみ減量・リサイクルについて経済的インセンティブ（誘因）が働きにくくなっています。

事業系ごみについては、自己の責任で処理することが原則となっているので、その処理手数料については、応分の負担を求める必要があります。

このため、廃棄物処理手数料については、引き続き、必要に応じて見直しを行い、排出抑制やリサイクルの推進を図っていきます。

#### 【短期施策（H25～H29）】

▽廃棄物処理手数料の見直し：処理コストや景気の動向を見ながら、手数料の見直しを行います。その後も引き続き、必要に応じて見直しを行っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
廃棄物処理手数料の見直し	検討・実施	→	■	⇒	⇒	⇒

→：検討    ■：実施    ⇒：継続実施

## 2. ごみにしないで繰り返し使う（リユース）

### 【基本方針】

ごみを削減するためには、発生抑制（リデュース）や再生利用（リサイクル）を進めるとともに、物の使い捨てをやめて、一度使用した物をそのままの形で繰り返し使う再使用（リユース）が大切なことから、リユースに関する情報提供などを行い、再使用の促進を図っていきます。

### (1) 再使用の促進

不用品の再使用を進めるため、リユースショップ等に関する情報の提供を行っていきます。

### 【短期施策（H25～H29）】

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
リユースショップ等の情報の提供	検討・実施	■	⇒	⇒	⇒	⇒

■：実施    ⇒：継続実施

### (2) 粗大ごみの再使用促進

粗大ごみの中には、まだ使用できる物があります。物を大切に長く使うという観点から、再使用促進に向けた検討を行っていきます。

### 【短期施策（H25～H29）】

▽粗大ごみの再使用促進事業：粗大ごみ再生事業（粗大ごみとして出された木製品類（タンス・机・本棚など）の中から、まだ使える物を再生し、販売する）は平成22年事業仕分けで費用対効果の観点から廃止となりましたが、新たな方法により粗大ごみの再使用促進に向けた検討を施設整備に併せて行っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
粗大ごみの再使用促進事業	検討・実施	→	→	→	→	→

→検討・実施

### (3) リユース食器の利用促進

イベント等で使用する食器を、使い捨ての食器から繰り返し使える食器に変えることで、天然資源の節約やごみの発生抑制などに効果があることから、リユース食器の利用促進を図っていきます。

#### 【短期施策（H25～H29）】

▽リユース食器の情報の提供：イベント等のごみを減量するため、リユース食器のレンタル情報等を提供するなど、リユース食器の利用促進を図っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
リユース食器の情報の提供	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討

### 3. 資源として活用する（リサイクル）

#### 【基本方針】

リサイクルは、天然資源の採取やごみ処理等に伴う環境負荷を低減し、資源を節約する有効な手段として位置付けられています。

近年、資源の循環的利用が求められる中、町会・自治会・子ども会・PTA等のさまざまな市民団体による集団回収が活発に行われるほか、民間事業者による剪定枝・食品残渣・廃食用油などの新たな資源化への取り組みが始まっています。

そのため、現在、民間レベルで展開されている回収ルートを活用するとともに、その拡大に向けて積極的に支援していきます。

#### (1) 集団回収の推進

ビン・缶・古紙・布類およびペットボトルは、民間においてリサイクルルートが確立されていることから、集団回収を全市的に拡大し、民間による資源化の促進を図っていきます。

#### 【短期施策（H25～H29）】

▽集団回収のPR：集団回収を実施していない地域やペットボトルのみを回収する団体があるため、集団回収制度を積極的にPRし、集団回収の拡大・拡充を図っていきます。また、町会・自治会等に入らず地域の集団回収に参加できない人がいることから、引き続き、すべての人が参加できるよう実施団体に働きかけていきます。

事業名			H25	H26	H27	H28	H29
集団回収の拡大	集団回収のPR	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続実施

#### (2) 小型家電製品のリサイクルの推進

小型家電製品については、破砕、圧縮処理を施して金属物等のリサイクルを行ってきましたが、ベースメタル、レアメタルの回収を目的に新たな制度が制定されました。これにより小型家電機器のリサイクルルートが確立されてきたため、この新たな制度を活用した小型家電機器等のリサイクル促進をしていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
小型家電機器等の再資源化促進	検討・実施	→	■	⇒	⇒	⇒

→：検討・実施    ■：実施    ⇒：継続

### (3) 剪定枝等の資源化

市内で発生した剪定枝等は、年間約7,000t(平成24年度)あります。近年、剪定枝等で作られた堆肥が製品化されてきていることから、剪定枝等については、民間事業者によるチップ化・堆肥化等の資源化の推進を図っていきます。

#### 【短期施策 (H25～H29)】

▽剪定枝等の資源化事業：剪定枝等の再生利用を図るため、資源化を検討していきます。

年 度		H25	H26	H27	H28	H29
剪定枝等の資源化事業	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討・実施

### (4) 食品残渣の資源化

生ごみを減量・資源化することは、焼却量の削減につながり、環境への負荷が低減されます。そこで、家庭での生ごみの減量・資源化は、生ごみ処理機の利用等により促進を図っていきますが、まとまって排出される事業系の食品残渣物は、食品リサイクル法に基づく再生利用が進められていることから、民間ルートを活用を目指し、減量・リサイクルの促進を図っていきます。

また、廃食用油の資源化については、自動車燃料への利用が進展してきていることから、回収拠点の拡充を検討していきます。

#### 【短期施策 (H25～H29)】

▽食品残渣の資源化：食品残渣を排出する事業者には、再生利用等に関する情報を提供するなど、食品リサイクル法に基づく再生利用事業者による処理への誘導を図っていきます。また、小・中学校からの給食残渣の資源化については、平成24年度から一部の学校で実施されていますが、更に拡大をしていきます。

▽廃食用油の資源化：家庭から出る廃食用油の資源化については、バイオディーゼル燃料等として再利用するため、回収拠点の拡充を検討していきます。

年 度		H25	H26	H27	H28	H29
食品残渣排出事業者への啓発	検討・実施	→	→	→	→	→
学校給食残渣の資源化	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
家庭廃食用油の拠点の拡充	実施・継続	→	■	⇒	⇒	⇒

→：検討・実施    ■：実施    ⇒：継続

#### 4. 環境・ごみの減量・リサイクル学習の充実

次代を担う子供たちが、ごみの問題について、正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようになることは、資源循環型社会の構築にとって、非常に重要なことです。そのため、地球環境問題への影響を含めた総合的かつ効果的な学習のための情報を提供していきます。

##### 【短期施策（H25～H29）】

▽情報提供の充実：小・中学生を対象として、現在実施している社会科副読本への情報提供を充実させるとともに、問題意識を持てるような学習機会を提供していきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
社会科副読本への情報提供	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ごみ減量講座	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続実施

#### 5. 市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市は、資源循環型社会を構築する上での主役であり、個々の活動だけでは達成が困難であることから、相互に連携して取り組まなければなりません。そのため、情報の共有化や相互の連携を強化し、交流する機会の創出に努めていきます。

##### 【短期施策（H25～H29）】

▽市民活動等との協働の推進：市民活動団体等が自分達で考え・企画し・自主的に行うごみの減量・リサイクルや啓発等のさまざまな事業について協働して取り組んでいきます。（市民活動団体とごみの減量に関する協働事業を平成23年度実施）

▽情報の共有化：資源循環型社会を構築していくためには、市民・事業者および市が、同じ目的を共有し、協働して進めていく必要があることから、関係者との情報の共有化を一層推進していきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
市民活動等との協働の推進	検討・実施	→	→	→	→	→
情報の共有化	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討・実施

## II ごみの適正処理の推進

### 1. 収集計画

#### 【基本方針】

収集については、ごみ処理の各段階で、唯一、直接的に市民がかかわる部分であることから、ライフスタイルの多様化や高齢化社会に配慮するなど、常に最適な収集体制の構築を図っていきます。

また、環境にやさしい事業を推進するため、環境負荷を抑えた収集体制を目指していきます。

#### (1) 家庭系ごみの収集体制

家庭から排出されるごみは、袋収集を原則として、委託による収集とします。

収集方法については、現行のステーション収集方式では、だれが出したか明確でなく、分別や排出マナー等に課題があることから、排出者責任が明確になることによって分別排出が徹底される戸別収集の実施に向けて準備を進めていきます。

戸別収集の実施時期については、相乗的にごみ減量が期待されることから、できる限り、家庭ごみ有料化と併せて実施していきます。

また、家庭ごみ有料化に併せて指定袋制度の導入も図っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
収集体制の見直し	戸別収集	→	→	→	→	→
	指定袋制度	→	→	→	→	→

→：検討・実施

#### (2) 事業系ごみの収集体制

事業所等から排出されるごみについては、事業者責任を基本として、施設へ搬入する場合は、自己搬入または市の許可を受けている一般廃棄物処理業者への委託で対応します。

#### (3) クリーンエネルギー自動車の導入

収集時における環境負荷の低減に向け、ごみ収集車については、地球環境に配慮したクリーンエネルギー自動車の導入を促進していきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
クリーンエネルギー自動車の導入(台)	委託車両等	2	2	2	2	2

## 2. 中間処理計画

### 【基本方針】

ごみの適正処理と資源の効率的回収を目指した施設および処理体制の整備を図っていきます。

そこで、法令等に基づく基準を遵守した適正な運転管理および環境保全対策を継続するとともに、中間処理段階での資源回収やエネルギー回収を推進し、処理処分が必要なものについては、環境負荷の低減に努めながら適正に処理を行っていきます。

なお、処理施設の整備については、新たな技術の導入も視野に入れ、計画的に必要な整備を行うことで、排出されるごみを安定的かつ効率的に処理するとともに、施設の延命化を図っていきます。

### (1) 焼却処理

クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンターの2つを焼却施設用地として位置づけ、施設整備を行っていきます。現在、焼却されるごみ量から、クリーンセンター稼働期限までは、2施設での処理体制を堅持することで安定的な処理を行っていきます。

また、安定した焼却処理体制を確保するため、日常および定期的な点検整備を行い、施設の適正な処理能力を確保していきます。

クリーンセンターの稼働停止後、市内の焼却処理施設は和名ヶ谷クリーンセンター1施設になるため、新焼却施設を現クリーンセンター用地に建設することを含め検討するとともに、焼却処理を近隣市・民間事業者へ協力を求めています。

なお、近隣市・民間事業者へ搬出するにあたり、中継処理施設、ストックヤード等が必要となることから、六和クリーンセンター跡地を含めた場所での建設を検討・協議していきます。

また、広域的な処理についても調査・研究を行っていきます。

(クリーンセンター)

- 年間焼却量の約40%を焼却します。
- 搬入物は、「燃やせるごみ」のうち家庭系ごみを対象とします。
- 基幹的整備(平成20年度から平成21年度まで)をすでに終えており、平成31年度まで稼働していきます。
- 稼働停止後、焼却処理施設等の清掃施設の建て替えを検討していきます。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
稼働状況	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
検討・準備・解体		検討	準備	準備	準備	設計	発注	■

■ : 実施      ⇒ : 継続稼働

(和名ヶ谷クリーンセンター)

- 年間焼却量の約60%を焼却します。
- 搬入物は、「燃やせるごみ(家庭系・事業系)」、「その他のプラスチックなどのごみ」「粗大ごみ(木製)」を対象とします。
- 基幹的整備を平成24年度から平成26年度にかけて実施し、平成41年度までの稼働を目指します。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
基幹的整備	■	■						
稼働状況	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

■ : 実施      ⇒ : 継続稼働

(六和クリーンセンター)

- 休止している現在の建築物を解体し、ごみの中継施設やストックヤード等、焼却処理施設以外の清掃関連施設での跡地利用を検討していきます。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
解体	→	→	準備	準備	■			
検討・準備・稼働		検討	準備	準備	準備	準備	建設	⇒

→ : 調査、検討      ■ : 実施      ⇒ : 稼働

## (2) 資源選別処理

資源選別処理については、民間事業者により処理する品目の拡大を含めて検討していきます。

また、小型家電リサイクル法に基づく小型家電の安定的処理が図れるよう、検討を行っていきます。

(資源リサイクルセンター)

- 搬入物は、「資源ごみ（小型家電を含む）」、「有害ごみ」、「粗大ごみ（電化製品類・金属製品類等）」、「陶磁器・ガラスなどのごみ」を対象とします。
- 日常および定期的な点検整備を実施し、施設の適正な処理能力を確保していきます。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
稼動状況	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
民間委託	→	→	→	→	→	→	→	→

→：検討      ⇒：継続稼動

## (3) 圧縮梱包処理

容器包装リサイクル法に基づくプラスチック及びその他プラスチックのごみの安定的な処理が図れるよう、検討を行っていきます。

(日暮クリーンセンター)

- 搬入物は、「リサイクルするプラスチック」、「その他のプラスチックなどのごみ」の一部、「粗大ごみ（大型プラスチック製品類）」を対象とします。
- 大規模な修繕工事を含め、施設整備の検討を行っていきます。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
稼動状況	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続稼動

(4) 粗大ごみ処理

処理施設が3か所あり、中間処理後の残渣物は施設間移動を行って処理していることから、効率的な処理体制を確立する必要があるため、すべての粗大ごみを1か所で処理できる施設の整備を平成32年度以降の稼働を目指して検討していきます。

(5) 環境保全対策

ごみ処理施設および日暮最終処分場の運転・維持管理にあたっては、周辺環境への影響を防止することを最優先に、十分な公害防止対策を講じます。

また、焼却処理に伴うダイオキシン類の環境問題に対しては、定期的モニタリング（監視）を実施し、結果を公表していきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽ダイオキシン類測定結果の公表：引き続き、ダイオキシン類の測定結果を広報等で公表します。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
ダイオキシン類測定結果の公表	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続実施

### 3. 最終処分計画

【基本方針】

本市の最終処分は、その大部分を市外・県外の民間最終処分場に処分を委ねていることから、3Rの取り組みを推進するとともに焼却残渣等の資源化に努め、最終処分量の削減を図っていきます。

なお、安定して最終処分ができるよう、今後も最終処分先の確保に向けて民間事業者並びに関係自治体との良好な関係の維持を図っていきます。

(1) 日暮最終処分場

市内で唯一の直営の最終処分場である日暮最終処分場では、周辺環境に配慮した適正な維持管理の下、埋め立て処分を行っていきます。また、跡地利用計画についても検討を行っていきます。

- 埋立物は、資源リサイクルセンターにおける中間処理（破砕）後の不燃残渣を対象とします。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
埋立て	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
跡地利用検討	→	→	→	→	→	→		

→：検討・協議    ⇒：継続実施

## (2) 直営最終処分場の確保

直営最終処分場の確保の可能性について検討していきます。

## (3) 広域最終処分場の建設促進

広域最終処分場の建設を目指し、近隣自治体との連携を図り、国や県に対して働きかけを行っていきます。

## (4) 民間最終処分場の確保

最終処分計画に支障が生じないように、民間事業者並びに関係自治体との良好な関係の維持を図り、民間最終処分場の安定的な確保に努めていきます。

## 4. 災害時等におけるごみ処理対策

災害発生時のごみ処理を円滑に推進するため、「松戸市震災廃棄物処理計画」を策定します。

また、ごみ処理施設における不慮の事故等により、計画的な処理ができない緊急時の処理体制確保に向け、県内関係機関との協力体制を推進していきます。

### 【短期施策（H25～H29）】

▽震災廃棄物処理計画：同計画を策定します。

事 業 名		H25	H26	H27	H28	H29
震災廃棄物処理計画	策定	→	■			

→：検討・実施    ■：策定

## 5. 不法投棄対策の推進

不法投棄は、良好な生活環境を保全する上で大変重要な問題です。

ごみの適正処理について、市民および事業者に対し啓発を行うとともに、市民の協力を得ながら、現行の不法投棄パトロールのほか、県・警察との連携等により監視体制の強化を図っていきます。

また、不法投棄が多発する地域については、監視カメラの設置等の対策を検討していきます。

### 【短期施策（H25～H29）】

▽監視体制の強化：不法投棄が多発する地域での監視カメラの設置を検討していきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
監視体制の強化	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討・実施

## 6. 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物については、その性状等から集積所に多量に排出された場合、市民が医療機関からの感染性廃棄物と誤解を招く恐れがあり、また収集作業時の針刺し事故等により感染する危険性があることから、現在は受診医療機関等での処分を原則としています。

しかし、今後は、高齢化社会の進展や医療技術の向上とともに、在宅における医療行為の増加が予想されることから、関係機関と協議を行い、処理体制の確立を図っていきます。

### 【短期施策（H25～H29）】

▽処理体制の確立：関係機関との協議により排出ルールを策定します。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
処理体制の確立	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討・実施

## 7. 適正処理困難物等の処理

市の施設での処理が困難な適正処理困難物や排出規制物について、事業者による引取りシステムの整備を促すとともに、国・県に対しても要望をしていきます。